

令和 7 年度事業計画

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

I 基本目標

生衛業を取り巻く環境は、経営者の高齢化、後継者不足などの課題を抱え、厳しい状況が続いている。さらに、エネルギー価格・原材料価格の高騰は中小零細企業が多い生衛業にとって大きな打撃となっている。

また、デジタル化が我々の生活に浸透している状況において、生衛業界でも事務効率化、収益力アップのため、その導入は避けて通れない。

国民生活に密着した商品・サービスを提供する生衛業は、消費者ニーズや経営環境の変化にも対応しながら、経営の健全化と衛生水準の維持向上のため不断の努力が大切である。

今年度も、県・保健所等行政機関をはじめ、各生衛組合、日本政策金融公庫等関係機関と連携を密にし、以下の事業に積極的に取り組むとともに、新規開業者の生衛組合への加入促進を図り、生衛組合の拡充強化に努めることとする。

II 事業

公益目的事業

(1) 相談指導事業

ア 常設相談室設置事業

生活衛生営業経営指導員 3 名及び事務職員 1 名の 4 名体制で、生衛業者に対する経営、融資、衛生管理等に関する助言・指導を行うほか、消費者等からの苦情等には、関係機関、生活衛生同業組合等と連携して解決に向けた助言・指導も行う。

また、税理士による税務相談会を年 2 回開催する。

イ 出張相談指導事業

日本政策金融公庫が開催する相談会や関係団体で開催する生衛業者対象の衛生講習会等において地区相談室を開設し、経営や融資等に係る助言・指導を行う。

ウ 生衛業融資指導事業

生衛業者が日本政策金融公庫の生活衛生融資を利用する際の助言・指導を行うとともに、「一般貸付」に係る推薦事務を行う。

エ 経営特別相談員研修会事業

経営特別相談員の資質向上を図るため、年 2 回研修会を開催する。

オ 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

全国センターと連携し、生衛業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型支援を行う。

(2) 衛生水準の確保・向上事業

ア 衛生水準の確保・向上推進会議の開催

推進月間（1 1 月）及び衛生水準の確保・向上事業の的確な実施を図るため、事業実施に関する行動計画の作成並びに事業結果の評価等を行う。

イ 広報・啓発活動

生衛組合の加入促進のため、推進月間の取組に協力し広報、啓発活動を行う。

新規営業許可情報を入手し、生衛組合に情報提供を行う。

(3) 後継者育成支援事業

中学生に生衛業の魅力ややりがい等を紹介し就労のきっかけにしてもらうとともに、生衛業の後継者確保を目的として、県内の中学校に講師を派遣する出前授業を実施する。

(4) 消費者懇談会

消費者又は利用者の多様なニーズや消費行動を把握し、生衛組合のサービス向上に資するため、組合と消費者団体の意見交換の機会として消費者懇談会を開催する。また懇談会を通じて茨城県消費生活センターとの連携強化を図る。

(5) 受動喫煙防止対策普及啓発事業

労災保険の適用対象外の個人事業主で、既存特定飲食提供施設の事業主が喫煙専用室又は屋外喫煙所を設置・改修する場合の助成制度の周知及び助成金申請書類の形式的審査事務を行う。

(6) 健康・福祉対策推進事業

クリーニング師研修会、生衛業者に対する巡回指導等の機会に感染症等予防に関する指導・相談を実施するほか、啓発リーフレットを作成・配布する。

(7) 研修・講習会等事業

ア 経営セミナーの開催

生衛業者等を対象に、生衛業を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、

健全な事業経営を展開していくために必要な知識、情報等を習得することを目的として実施する。

- イ クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会の開催
クリーニング業法第8条の2及び3に基づき、クリーニング師研修会（4回）及びクリーニング業務従事者講習会（2回）を開催する。

（8）標準営業約款登録普及促進事業

ア 標準営業約款の登録事務

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款の登録事務を行う。

イ 広報活動の実施

「標準営業約款普及及び登録促進月間」（11月）に、Sマークの周知広報活動を行う。

- ① 茨城県、市町村、各種団体広報誌への掲載依頼
- ② 県内各種イベントにおける、消費者及び営業者への啓発活動

（9）情報化推進事業

ホームページ情報を随時更新して、生衛業者、利用者の利便性向上を図る。

指導センターの業務、組合活動及び業界の動向等について、広報誌「生衛いばらき」を年1回発行するほか、WEB版でも年6回情報発信する。

収益事業

（1）生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）

日本政策金融公庫の委託を受け、県内事業所70施設を対象に年4回実施する。

（2）生衛業経営状況調査事業（厚生労働省関係）

厚生労働省の委託を受け、県内事業所70施設を対象に年4回実施する。